

# 臼杵税務署からのお知らせ

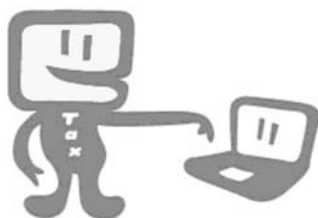
## ○申告書の作成は国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」で

国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp>) に掲載している「確定申告等作成コーナー」では画面案内に従って金額等を入力すれば、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できます。

作成した申告書等データは、e-Taxを利用して提出することができるほか、印刷した「書面」により税務署に提出することもできます。

なお、前年、自宅や税務署の会場などのパソコンからe-Taxで申告された方及び「確定申告書作成コーナー」を利用して申告された方には、事前に確定申告書関係書類は送付されませんので、御理解と御協力をお願いします。

**e-Taxで電子送信！**



確定申告書等  
作成コーナー  
から

**印刷して郵便等で提出！**



## ○確定申告書の受付のお知らせ

平成25年分の所得税及び復興特別所得税の還付申告については、1月6日（月）より税務署に提出することができます。

所得税及び復興特別所得税を納める必要のある方の申告期限及び納期限は3月17日（月）、消費税及び地方消費税の申告期限及び納期限は3月31日（月）です。

※申告書の控えに収受印が必要な方は、申告書提出の際に控えを持参ください。

## ○法定調書の提出について

給料、報酬、不動産の使用料等を支払った場合には、支払先の住所、氏名、支払金額等を記載した源泉徴収票や支払調書等（総称して「法定調書」といいます。）に、法定調書合計表を添えて税務署に提出することになっています。

この法定調書は、利子、配当等の一部を除き、1年間の支払分を取りまとめて提出するもので、平成25年中の支払に係る法定調書の提出は、1月31日（金）までとなっていますから、誤りのないよう正確に記載し、期限までに提出してください。

なお、法定調書の提出は、①「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」、②光ディスク等（CD・FD等）を利用して提出することができます。

●ご不明な点については臼杵税務署までお問い合わせください。

☎0972 - 63 - 8522（自動音声案内に従い2番を選択してください。）